

住民基本台帳ネットワークに係る「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」の見直しについて

1 経緯

令和元年5月に公布されたデジタル手続法（※1）の施行により住民基本台帳法等の改正が行われ、附票連携システムが稼働予定であるが、都道府県では従前より取り扱っている本人確認情報に加えて、附票本人確認情報を新たに扱うこととなった。

附票本人確認情報には個人番号が含まれないものの、システム上、個人番号に紐づけてアクセスできるとの観点から、個人情報保護委員会にて特定個人情報ファイルに該当するとの見解が示され、地方公共団体情報システム機構において、当機構の特定個人情報保護評価書の見直しが行われ、令和4年10月11日付けで公表された。

これに伴い、本県の住民基本台帳ネットワークに係る「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」においても見直す必要性が生じることとなった。

※1 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律

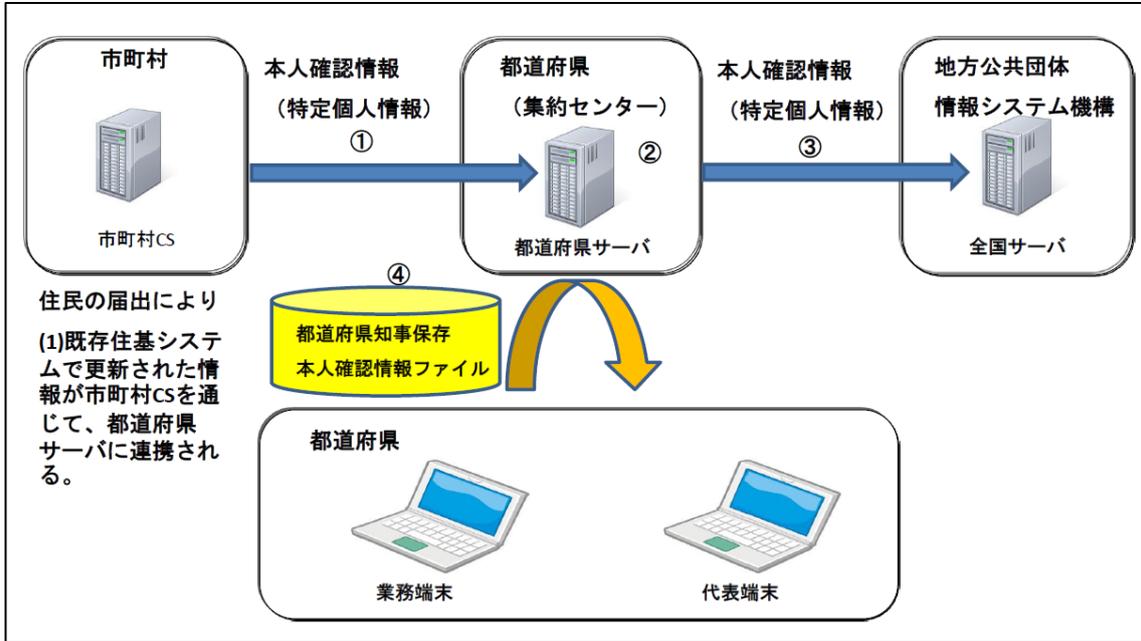
2 附票本人確認情報の概要

従前は継続利用できなかった国外転出者による個人番号カード・公的個人認証の利用等を実現するため、戸籍の附票を基盤とした個人認証ができるように利用される情報である。

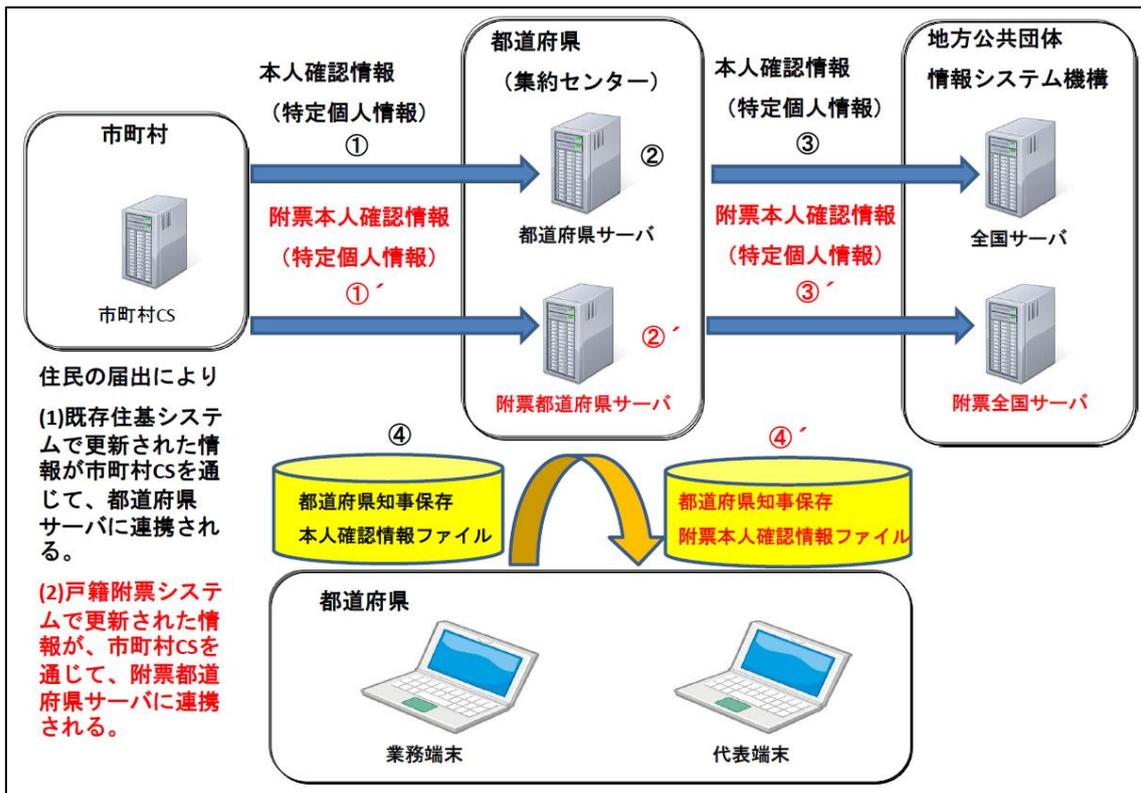
都道府県は、附票連携システムにおいて、4情報（氏名、住所、生年月日、性別）、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成することとなり、当該ファイルを特定個人情報ファイルに加えることとなった。

3 システム概要

○ 従前



○ 附票本人確認情報追加後



4 変更点

特定個人情報ファイルを取り扱う事務として「附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」が新たに追加されるため、評価書名を「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書」から「住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書」に変更し、併せて、評価書の各項目に「附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に係る説明を記載した。

5 パブリックコメントについて

実施期間： 令和5年6月20日から令和5年7月19日

意見： なし